



こんにちは！  
「ピピカツ」プロジェクトチームです！  
町では運動習慣の形成や食生活の改善を通じて、全世代が生涯健康で豊かな人生を送るために必要な体づくりをサポートする事業「ピピカツ」を展開中です。ピピカツ関連事業はこのロゴマークが目印です。

### ◇ビジョントレーニングマシン導入！

ピピカツ事業の効果を検証するため「ビジョントレーニング」マシンを導入しました。運動すると、しないと、どれだけ脳が活性化するかを検証できます。運動する前に測定した数値と運動した後の数値を比較。ミスタッチ・反応速度などを見ていきます。今後は町内のフィットネス事業として活用していきます。さらに、高齢者に向けても、記憶力、判断力、周辺視野などのトレーニングにも活用していきます。



### ◇スカイランニング

7月22日、24日、アンドラ（フランスとスペインの国境にあるピレネー山脈中の小国）で行われたスカイランニングユー



（地域おこし協力隊 藤本）

ス世界選手権に、地域おこし協力隊の藤本が日本スカイランニングナショナルチームのパフォーマンスコーディネーター（トレーナー）として帯同。14歳から23歳の選手をサポートしました。北海道の選手は今回いませんが、日の丸を背負い、選手たちのケアを中心に活動しました。結果は次のとおり。  
22日 金1銅1  
24日 金1銀1銅2  
10月2日（日）開催の比布町ヒルクライムレース大会PIPPU634も、日本スカイランニング公認レースとなっております。

# 比布町医療費助成制度のお知らせ



## ◆前期高齢者医療

◆対象者  
・70歳から74歳までの方  
※国保加入者でこれから70歳になられる方には70歳になった翌月に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。古い保険証と差し替えてお使いください。  
※負担割合は所得によって異なります（下表）。  
○一定以上所得のある方

同一世帯で70歳以上の方の方の住民税課税所得が145万円以上の場合。ただし、70歳以上の方全員の基礎控除（43万円）後の総所得金額などの合計額が210万円以下である場合、または70歳以上の方が1人の場合は年収が383万円未満、2人以上の場合は、年収の合計が520万円未満のときは届出により下記内容表の一般区分になります。  
○右記以外の方  
↳2割負担

### 【所得区分による負担割合】

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当 140,100円)	
課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当 93,000円)	
課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当 44,400円)	
一般	18,000円(8月~翌年7月までの年間限度額の合計額 144,000円)	57,600円 (多数回該当 44,400円)
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円



北海道 後期高齢者医療広域連合 ホームページ

町では保健と福祉の増進を図るため医療費助成事業を行っています。重度・ひとり親等医療費助成制度では、受給者証を毎年8月に更新しています。医療費の負担割合が変更されている場合もありますので、必ず確認してください。

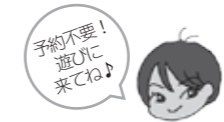
の交付は受けていないが前記と同程度の障害のある方  
詳しくは北海道後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

## 8月の行事予定

※新型コロナウイルスの影響で変更となる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	いちごっ子ファイル記入日	いちごっ子ファイル記入日	いちごっ子ファイル記入日	乳児健診	ひろば七夕	
7	8	9	10	11	12	13
	いちごっ子ファイル記入日			山の日		
14	15	16	17	18	19	20
	お休み		ほっぺ	すくすく子育て講座		
21	22	23	24	25	26	27
			きらら			
28	29	30	31	天気が良ければお散歩に、気温が高ければ水遊びを行います。ベビーカーやタオル、着替えの準備をお願いします。		

## こどものひろば



\*こどものひろば\*  
入園前の親子を対象に、遊びや育児についての情報提供や、保護者同士の交流・遊びの経験の場として開催しています。親子のふれあい遊びや感覚遊びも取り入れています。

\*子育て相談支援\*  
相談支援専門員が育児に関する心配事などをお聞きします。町内の子育て家庭すべてが対象で、保育園や児童クラブ、自宅への訪問相談、電話相談もできます。相談内容に応じて保健師や栄養士も対応します。開催日は時間をかけてじっくりお話できる日としています。詳細は子育て支援センターにお電話ください。

\*今月の行事\*  
■ 5日（金）「ひろば七夕まつり」（要予約）  
■ 18日（木）「すくすく子育て講座 絵本講座」（要予約）  
こども富貴堂の土井氏が楽しい絵本を持ってきてくれます

【問い合わせ】子育て支援センター（保健センター内） ☎ 85-2555

◆未熟児養育医療費助成  
◆対象者  
・医師が入院治療を必要と認める未熟児  
◆内容  
・入院医療費（保険対象）を助成します。

◆精神保健福祉手帳1級の方  
◆内容  
・医療費（保険対象）の自己負担を助成します。ただし、15歳以上で町民税課税世帯の方は1割負担を差し引いた額になります。

◆精神疾患入院医療費一部助成（町単独事業）  
◆対象者  
・精神疾患により入院している方  
◆内容  
・入院医療費（保険対象）自己負担分の3分の2を助成します。

◆ひとり親家庭等医療費助成  
◆対象者  
・配偶者がいない（行方不明、重度心身障害者を含む）家庭の母または父と児童（18歳の年度末まで）  
・両親のいない児童（18歳の年度末まで）  
※右記に該当する学生の方は申請により20歳に達する月まで助成

◆子ども医療費助成（町拡大事業）  
◆対象者  
・0歳~高校生相当年齢（満18歳に達する日以後最初の3月31日まで）  
◆内容  
・入通院費、初診料など医療費（保険対象）の自己負担分を全額助成します。ただし、高校生相当年齢の方は町内で使える商品券で還付します。

◆重度心身障害者医療費助成  
◆対象者  
・身体障害者手帳1・2級及び3級の内部障害の方  
・療育手帳「A」判定の方  
・精神科医が「重度の知的障害者」と判断した方

●問い合わせ●  
役場保健福祉課国保医療係  
☎ 85-4804

